

○広島国際大学人権侵害防止委員会規定

2008年5月16日

学園1251

改正 2025年2月28日

(設置)

第1条 広島国際大学に、ハラスメント行為等の人権侵害の防止ならびに問題が生じた場合の被害者の救済および被害の回復等の措置を図るため、学長の下に広島国際大学人権侵害防止委員会(以下「委員会」という)を置く。

(用語の定義)

第2条 この規定において人権侵害とは、人権侵害の防止に関する規定第2条に定める行為をいう。

(構成)

第3条 委員会は、つぎの委員をもって構成する。

- イ 副学長
- ロ 教育・学生支援機構長
- ハ 事務局長
- ニ 学長室課長
- ホ 教育・学生支援機構課長
- へ その他学長が指名した者 若干名

2 第5条の審議事項について、委員会が取り扱う当該事案における当事者と指揮命令関係および利害関係を有する委員は、調査に関する全ての審議に加わることができない。

3 委員会に幹事を置き、学長室係長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項イ号からホ号までの委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項へ号の委員の任期は2年とし、重任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、つぎに掲げる事項を審議する。

- イ 人権侵害の防止に関すること
- ロ 人権侵害についての相談および調査に関すること
- ハ 人権侵害に対する被害者の救済に関すること

(調査)

第6条 人権侵害の疑いがあるとき、委員会は、当該人権侵害問題に関して関係者からの事情聴取等必要な調査を実施し、事実の把握に務め、調停案の策定および調停を行う。

- 2 委員会は、委員および相談員の中から調査委員を指名する。ただし、当該事案の相談を受けた相談員は、調査委員から除く。
- 3 委員会は、第1項の調査結果に基づき問題解決に必要な措置を講じる。
- 4 委員会は、第1項の調査を学外のハラスメント等人権侵害に関する専門家に委嘱することができる。

(委員長・副委員長およびその職務)

第7条 委員会に、委員長および副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、学長が指名し、副委員長は委員の中から委員長の意見を聴いて学長が任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(学長および理事長への報告)

第9条 委員長は、審議の経過および結果について、速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は前項の報告を受けた後、その内容について、速やかに総務部長を経て、理事長に報告しなければならない。

(人権侵害防止相談員)

第10条 人権侵害に関する相談および苦情に対応するため、委員会の下に人権侵害防止相談員(以下「相談員」という)を置く。

- 2 相談員の任期は、2年とする。
- 3 相談員の任免は、委員会の意見を聴いて学長が行う。
- 4 第1項の相談員のほか、委員会は、学長の意見を聴いて学外のハラスメント等人権侵害に関する専門家に相談員を委嘱することができる。

(相談および苦情への対応)

第11条 相談員は、相談および苦情を受けた事項について、速やかに委員会幹事に報告するものとする。

2 相談員から報告を受けた委員会幹事は、その旨を速やかに委員長および学長に報告するものとする。

(守秘義務)

第12条 委員および相談員ならびに問題解決に携わった者は、その立場において知り得た関係者のプライバシーに関する事項を、在任中および退任・退職後を問わず、一切漏えいしてはならない。

(委員会の事務)

第13条 委員会の事務は、学長室で取り扱う。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2008年5月16日から施行し、2008年4月1日から適用する。

2 この改正規定は、2025年4月1日から施行する。